



八女市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業 自家消費型太陽光発電設備設置等補助金募集要領（事業所用）

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、事業所への自家消費型太陽光発電設備の設置等の補助を行います。

自家消費型太陽光発電設備等の導入を推進することにより、各事業所から排出される温室効果ガスの削減に並びにエネルギーの地産地消の拡大を図り、2050年のカーボンニュートラルの実現に貢献することを目指しています。

【申請期間等】

- 申請受付期限 令和8年11月27日（金）
- 実績報告期限 令和9年2月12日（金）

【注意事項】※必ずご確認ください。

- 補助金交付決定前に事業に着手すると、補助の対象外となります。（契約や発注行為も事業の着手となります。）
- FIT（固定価格買取）制度やFIP制度の認定を受ける設備は補助対象外です。
- 導入した太陽光発電設備により発電した電力量の50パーセント以上を自家消費する必要があります。
- 法定耐用年数（太陽光発電設備は17年）が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 導入する設備について、国、地方公共団体等から他の補助金を等を受けている又は受けようとしている場合は補助対象外となります。
- 八女市内の事業所に設置するものに限りです。
- 新規（新品のもの）で導入する設備が対象で、中古設備は補助対象外です。
- 補助金を活用して導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。虚偽・不正による申請や八女市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱、国の定める交付要綱等に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

1 補助対象設備

以下の要件をすべて満たす太陽光発電設備が補助対象となります。

- 八女市内の事業所の屋根に設置するものであること。
- 商用化され、導入実績がある新品の設備であること。中古設備は不可
- 既存設備の増設でないこと。
- 太陽光モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方が50kW未満の太陽光発電設備であること
- 導入した太陽光発電設備により発電した電力量の50パーセント以上を自家消費する必要があるため、電力使用量を考慮し、適切な出力値の太陽光発電設備の検討や蓄電設備等の導入を併せて検討すること。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）またはFIP制度の認定を取得しないこと。
- 法定耐用年数（太陽光発電設備は17年）が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項等に準拠して事業を行うこと（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く）。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。

2 補助対象者

(1) 以下の要件をすべて満たすもの（自己所有の場合）

- 実績報告時点において、八女市内に事業所を有する法人又は個人事業主
- 補助対象設備を設置する建物の所有者又は補助対象設備を設置する新築建物の建築主
- 市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと。
- 補助対象設備に対して、国、地方公共団体等から補助金等を受けていない又は受け取る予定がない者
- 自己又は組織の構成員等が八女市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でなく、また、それらと密接な関係を有するものでないこと。

(2) 以下の要件をすべて満たす法人（PPA/リースにより設置する場合）

- 補助対象設備の所有者となるPPA/リース事業者
- 商業・法人登記に登録されている者
- 市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと。
- 補助対象設備に対して、国、地方公共団体等から補助金等を受けていない又は受け取る予定がない者
- 自己又は組織の構成員等が八女市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でなく、また、それらと密接な関係を有するものでないこと。

3 補助対象経費

補助対象設備の設置に要する費用のうち、7～9ページの「補助対象経費」に該当するものが対象となります。

※補助対象経費には取引に係る消費税及び地方消費税を含めることはできません。

※一般送配電業者への接続検討申込に係る経費、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長、既存設備の撤去費用等は補助対象経費とはなりません。

4 補助金の額

太陽光モジュール公称最大出力合計又はパワーコンディショナーの定格出力合計の低い方（以下「出力値」という。）を補助額算定の出力値（kW）とし、出力値に以下の単価を乗じて算出します。ただし、出力値は50kW未満が対象（少数以下は切捨て）となります。なお、補助対象経費（税抜）を導入する出力で除した1kW当たりの経費が5万円未満の場合は、補助対象経費の1/2の額を算定上限とする。

1 kWあたり5万円

【算出例】

<例1>

- 太陽電池モジュール公称最大出力合計 28.925 kW=28kW（少数以下切捨） …A
 - パワーコンディショナー定格出力合計 27.5 kW=27kW（少数以下切捨） …B
 - 補助対象経費額（税抜） 6,500,000 円…（650万円/27kW=240,740…）
- ※A>Bのため、Bの出力で計算
※240,740…円>5万円
27kW×5万円=135万円
補助金額 =135万円

<例2>

- 太陽電池モジュール公称最大出力合計 28.925kW=28kW（少数以下切捨） …A
 - パワーコンディショナー定格出力合計 27.5kW=27kW（少数以下切捨） …B
 - 補助対象経費額（税抜） 1,300,000 円…（130万円/27kW=48,148…）
- ※A>Bのため、Bの出力で計算
※48,148..円<5万円
→ 補助対象経費額（税抜）から算出した額（48,148..円）が5万円/1kWを下回っているため、補助対象経費（税抜）の1/2が補助額となる。
補助金額 =130万円×1/2=65万円

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする場合は、指定された募集期間内に八女市地域脱炭素移行・再
 工ネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（事業所用）（様式第2号）に関係資料を添えて
 提出先に提出又は郵送してください。（インターネット等による申請は不可）

※申請書類等を提出する場合は、不備や不足資料等がないか十分に確認ください。

※不備等のない状態で申請書を受理した順に手続きを進めていきます。

【申請受付期限】

令和8年11月27日（金）まで

※予算額に達した場合は、期間内であっても募集を終了することがあります。

【提出先】※実績報告及び請求書の提出時と同様

〒834-8585 八女市本町647

八女市 市民部 環境課 脱炭素社会推進係

【関係資料】

次の表に記載する関係書類を添付してください。

共通	<input type="checkbox"/> 委任状 ※代理人に委任をする場合のみ
設備関係	<input type="checkbox"/> 補助対象経費内訳表 <input type="checkbox"/> 設備設置費用の見積書の写し <input type="checkbox"/> 住宅の位置図（縮尺 1/1,000～1/2,000 程度の地図に記載されたもの） <input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置予定位置図（図面等） <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備等のシステムの配線図 <input type="checkbox"/> 施工前の写真 <input type="checkbox"/> 設備仕様書（カタログ、パンフレット等の写し） <input type="checkbox"/> 電力の自家消費等計画書（発電量の50%以上が自家消費となる計画）
住宅関係	<input type="checkbox"/> 設備を設置する建物の不動産登記事項証明書（発行から3か月以内） <input type="checkbox"/> ※新築の建物等で登記未了の場合は、実績報告時に提出 <input type="checkbox"/> 共有物である場合は、共有者全員の設備設置承諾書（様式指定）
その他	<input type="checkbox"/> 商業・法人登記等の登記事項全部証明書の写し（PPA/リース事業者を含む。） <input type="checkbox"/> 役員名簿（PPA/リース事業者を含む。） <input type="checkbox"/> その他市が求める資料

6 実績報告

補助事業者（補助金の交付の決定を受けた者）は補助事業の完了後、八女市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業実績報告書（事業所用）（様式第9号）に以下に指定する添付資料を添え、提出期限までに提出先まで持参又は郵送で提出してください。提出期限までに実績報告が提出されない場合は、補助金の交付を受けることができません。（郵送の場合は、期限内に提出先に到達しておく必要があります。）

【提出期限】

令和9年2月12日（金）

【添付資料】

- 対象設備を設置した建物の不動産登記事項証明書（発行から3か月以内）※1
- 対象設備の設置工事に関する契約を証する資料（契約書、注文書等の写し）
- 工事代金等の支払を証する資料（領収書、ローン会社が発行する支払計画書等の写し）
- メーカー保証書の写し（太陽光モジュール、パワーコンディショナー）
- 設備設置後の写真（住宅全景、対象設備の設置状況、型番等の表示部）
- 登録小売電気事業者との非F I T売電契約書の写し又は一般送配電事業者が発行する「系統連系に係る契約のご案内」※2
- 対象設備の財産管理台帳の写し
- PPA又はリース契約に係る契約書の写し（PPA/リース契約事業者の場合）
- その他市が求める資料（)

【注意事項】

※1 補助金交付申請時に添付している場合は不要

※2 売電を行う場合は非F I T売電契約書の写しを、売電を行わない場合は一般送配電事業者が発行する「系統連系に係る契約のご案内」を提出すること。

7 補助金の交付

実績報告の後の審査が終わりましたら、市から補助金額の確定をお知らせする「補助金確定通知」が送付されます。その後、八女市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金請求書（様式第11号）に振込先が確認できる資料を添付し、提出先まで持参又は郵送で提出してください。補助金の振込目安は1か月程度です。

8 設備設置後の注意事項

【取得財産の管理義務及び処分等の制限】

補助事業者は、補助事業により取得した財産等について財産管理台帳（参考様式）を備え、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効率的な運用を行わなければなりません。

また、太陽光発電設備の法定耐用年数は17年となり、補助事業者は、法定耐用年数を経過するまで取得した財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供

し、廃棄し、又は取壊し（これらのことを「財産の処分等」といいます。）を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。財産の処分等の承認は環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準に準じ、内容に応じて財産処分納付金をお支払いいただく場合があります。

【自家消費量の報告】

補助事業者は、発電した電力量に対する自家消費量等の実績について報告をしていただく必要があります。

※未報告や発電量の50%の自家消費ができない場合は、補助金の返還となる場合があります。

【関係書類の保管】

補助事業の完了年度の翌年度から起算して、補助対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります。（データで保管が可能なものは、データ保管で可能）

9 その他

当該事業により自家消費型太陽光発電設備を設置した補助事業者は、同補助金において車載型蓄電池及び充放電設備の設置に対する補助を受けることができます。概要は以下の内容となります。詳細については、八女市企画部企画政策課脱炭素社会推進係へお尋ねください。なお、申請については、自家消費型太陽光発電設備の交付申請と併せて行う必要があります。

【車載型蓄電池の導入補助】

- 補助対象車両
CEV補助金（☆）の補助の対象となる車両のうち、電気自動車（普通自動車、小型自動車及び軽自動車に限る。以下「EV車」という。）に限る。
 - 補助額
EV車の蓄電容量×1/2×4万円
※CEV補助金における銘柄ごとの補助金交付額を上限とする。
例）日産リーフ（60kW）を導入した場合
→ 60kW×1/2×4万円＝120万円→（注意）
→ CEV補助金の上限額が交付上限額となるため、**89万円（R7年度現在）**が補助額となります。
 - その他
車載型蓄電池については、導入する車両を従業員への通勤カーシェアなど、福利厚生の上昇に寄与する必要があります。このことを活かし、雇用の確保等を図ることに寄与できる取り組みとして推進しています。
- ☆CEV補助金とは…
一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金のことを指します。

【充放電設備の導入補助】

- 補助対象設備
EV車の充放電設備（経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付対象となる銘柄に限る。）
- 補助額
補助対象経費の1/3以内
- その他
車載型蓄電池との同時導入である必要があります。

別表第1 (交付対象事業費：設備整備事業)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、

			⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事中機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

			PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。